マッチングサイトガイドラインの改正について

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」については、策定から約6年が経過し、この間のマッチングサイトの運営状況や、今般のマッチングサイトを介したベビーシッターによる不適切事案を受け、保護者がより安心・安全にマッチングサイトを利用できるようガイドラインの見直しを行う。

(※ 利用者や事業者等から幅広く意見を聴取する観点から、パブリックコメント手続を行う予定。)

<主な論点>

- 1 マッチングサイトガイドラインの位置付けについて
- 事前チェックの強化
 - 登録時の面談について
 - 処分歴等がないことを確認することについて
 - 研修の実施について
- 3 保護者への情報提供の強化
 - レビューの正確な提示について
 - 事案発生時の保護者への速やかな情報提供について
- **4** その他
 - 自治体等との情報共有等について
 - ガイドライン適合状況調査サイトの在り方について

■ マッチングサイトガイドラインの位置付けについて

- 前回の専門委員会において、ベビーシッターサービスの提供・利用においてマッチングサイトの位置付けをどう考えるのか、サイト運営事業者の責任の範囲はどこまで及ぶのかについて改めて議論すべきとの問題提起をいただいた。
- マッチングサイトを介したベビーシッターサービスの提供・利用は、保護者とベビーシッター間の契約に基づき行われるものであり、サイト運営事業者は当該契約の当事者ではない。
- こうした法的関係を踏まえると、保護者とベビーシッターの間にトラブルが生じた場合、マッチングサイトはあくまで 「掲示板・プラットフォーム」であり、サイト運営事業者は何ら責任を負わないとする考えもありうる。
- 他方、サイト運営事業者は契約成立時に保護者、ベビーシッター双方から手数料等を徴収することなどにより収益を得ていること、締結される契約のきっかけの提供により契約の成立に重要な役割を果たしていること、契約の重要な履行の一部を行っている場合もあること、仲介するサービスが乳幼児に対して1対1で提供されるものであること、近時マッチングサイトを介したベビーシッターサービス提供・利用が急速に普及しており、こうした事業の健全な発展が期待されていること、さらに一部のサイト運営事業者が公的事業に関与していることなどを鑑みると、サイト運営事業者は、(それが法的なものかは別として)一定の責任を負うべきであるとの考え方もある*。
- これまでの当専門委員会のご議論の状況を踏まえると、後者の考え方を基本とした上で、マッチングサイトガイド ラインについて次ページ以降の内容の見直しを行っていくことでどうか。

^{* 「}オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」(平成31年4月消費者委員会オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会)において、「プラットフォーム上で締結される利用者間の契約は、利用者間の意思の合致により成立していると法的には捉えることができるものの、プラットフォーム事業者が定める取引ルールの在り方に依存している部分もある」(P.54)とした上で、「プラットフォーム事業者は、その役割に応じて取引環境の健全化を図り、利用者が、当該プラットフォーム上において、①安全に取引を行い、かつ、②合理的な選択の機会を確保するためのシステムを構築する役割を担う立場にあると指摘することができる」(P.58)とされている。

改正案	現行
	子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン
1 ガイドラインの目的 (P:各論点に関する議論を踏まえ、記載ぶりを検討)	1 ガイドラインの目的 平成26年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から 男児が遺体で発見されるという事件を受け、社会保障審議会児 童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会を設置し検討したところ、議論のとりまとめ(平成26年11月19日公表)において、子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者(以下「マッチングサイト運営者」という。)が遵守すべきガイドラインを作成することが適当であるとされた。 マッチングサイト運営者は、自ら子どもの預かりサービスを行っているわけではないものの、マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽や内容が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、マッチングサイト運営者が遵守すべきガイドラインを作成することにより、安全かつ安心な保育が行われることを目的とする。(注)マッチングサイトは、単に保育者と保護者の仲立ちをするサービスとして、
	掲示板等を提供しているに過ぎないため、マッチングサイト運営者に対して、児童福祉の観点からの規制や法令上の義務付けを行うことは困難であるが、マッチングサイトの利用者が安全に利用できることを担保するため、それぞれのマッチングサイト運営者が自主的な基準として、このガイドラインを守りながら運営されることが期待されること。

改正案	現行
2 ガイドラインの対象 マッチングサイト運営者 子どもの預かりサービスについて、インターネットを通じて保育者と 保護者の仲立ちをするサービスを提供している事業者について、本 ガイドラインの対象とすること。	2 ガイドラインの対象 マッチングサイト運営者 子どもの預かりサービスについて、インターネットを通じて保育者と 保護者の仲立ちをするサービスを提供している事業者について、本 ガイドラインの対象とすること。
3 マッチングサイト運営者が遵守すべき事項 マッチングサイト運営者は、以下の(1)から(10)までを遵守することが適当である。 (注)マッチングサイト運営者は、子どもの預かりサービスが子どもに与える影響が大きいことを踏まえ、このガイドラインを遵守することが求められること。また、マッチングサイト運営者のガイドラインの遵守状況については、厚生労働省が定期的に調査を行い、結果を公表することとしている。その際、【*】を印した項目について適合していない場合には、一定期間、当該サイトについての調査結果を公表しないこととしている。	 3 マッチングサイト運営者が遵守すべき事項 マッチングサイト運営者は、(1)から(7)までを遵守することが適当である。 (注)マッチングサイト運営者は、子どもの預かりサービスが子どもに与える影響が大きいことを踏まえ、このガイドラインを遵守することが求められること。また、マッチングサイト運営者のガイドラインの遵守状況については、厚生労働省の委託する者が調査を行うこととしていること。
	4

改正案

現行

- (1) 保育者のマッチングサイトへの登録
 - ① 保育者のマッチングサイトへの登録は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の2により都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)に届出を行った者に限るようにすること。

マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、以下の書類の提出を求めること。

- ・ 都道府県知事等への届出を証明する書類
- ・ 保育士又は看護師(准看護師を含む。)(以下「有資格者」という。)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類。都道府県知事等が行う研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した者については、それを証明する書類
- · 身分証明書
- ・ 行政処分を受けたことがないこと等を申告する書類
- ② マッチングサイト運営者は一定期間ごとに保育者の研修の受講状況等について、確認すること。
- ③ 保護者に対して保育者に関する正確かつ十分な情報を提供する観点から、登録前にマッチングサイト運営者が保育者と面談等を行い、保育者としての適性等の確認を行うこと。面談等の結果、保育者として不適当と判断した場合には、マッチングサイトへの登録を行わないこと。また、保育者に対して活動状況等に係る定期的な報告聴取や面談等を行うことにより、登録後も保育者の状況を確認すること。
- (注) 面談等については、原則として、直接会って行うこと。直接会うことができない場合には、インターネット等を活用し、少なくとも保育者の顔を確認し面談等を行うこと。

(1) 保育者のマッチングサイトへの登録について

保育者のマッチングサイトへの登録は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2により都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長(以下、「都道府県知事等」という。)に届出を行った者に限るようにすること。そのため、マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。また、マッチングサイト運営者は一定期間ごとに保育者の研修の受講状況等について、確認すること。

改正案	現行
④ 上記①から③までについて、サイトを利用する保育者及び保 護者に対し周知を図ること。	
	 (注)都道府県知事等への届出義務については
	適用を予定していることから、本事項への対応に
	が、マッチングサイト運営者は、以下の事項にて
	ら対応する予定であることを、サイトを利用する
	<u>周知を図ること。</u>
	・ 保育者は、1日に保育する乳幼児の数が5
	サービスについても、平成28年4月1日から都
	務が課されること。
	・ マッチングサイト運営者は、保育者が都道府
	ことを確認するため、保育者の登録を受け付け
	への届出を証明する書類を確認すること。
	・ マッチングサイト運営者は、マッチングサイトにき
	人物であることを確認するため 身分証明書の

(2)複数登録の禁止

1人の保育者が1つのマッチングサイトの中で複数の登録を することができないようにすること。

- (注1) 1人の保育者が複数の名前で登録すると、別人と錯誤する可能 性があるため、同じ者が重複して登録することのないよう、保育者に 呼びかけるとともに可能な限り確認すること。
- (注2) マッチングサイト上の表示については、ニックネームでの表示を認め ることとしても差し支えないが、登録の際には、上記(1)の確認 により、同じ者が重複して登録することのないよう留意すること。

は、平成28年4月1日から には届出義務の適用後となる ついて届出義務の適用後か る保育者及び保護者に対し

- 5人以下の訪問型の預かり 邹道府県知事等への届出義
- **苻県知事等に届出をしている** ける際に、都道府県知事等
- _登録した者と保育者が同一 人物であることを確認するため、身分証明書の提出を求めること。
- ・ マッチングサイト運営者は、保育者が一定の知識をもって預かりサービスを 行っていることを確認するため、都道府県知事等の定める者の実施する研 修を保育者が修了したことを証明する書類で確認すること。その後の研修 の受講状況については、年1回等、一定期間ごとに確認すること。

(2)複数登録の禁止について

1人の保育者が1つのマッチングサイトの中で複数の登録を することができないようにすること。

- (注1) 1人の保育者が複数の名前で登録すると、別人と錯誤する可能 性があるため、同じ者が重複して登録することのないよう、保育者に 呼びかけるとともに可能な限り確認すること。
- (注2) マッチングサイト上の表示については、ニックネームでの表示を認め ることとしても差し支えないが、登録の際には、上記(1)の確認 により、同じ者が重複して登録することのないよう留意すること。

改正案	現行
(3) 研修の受講 有資格者を除き都道府県知事等が行う研修を修了していない場合には、保育の提供を行う前に、当該研修の修了を促すこと。 また、1対1で保育を行うベビーシッターとして必要な知見、特に緊急時の対応や子どもの権利を侵害しない配慮などに関する研修をマッチングサイト運営者として実施、又は他の機関が実施する研修を保育者に受講させることが望ましい。 (P:自社研修等の検討を踏まえ記載)なお、保育者の研修受講状況について、マッチングサイト等で公表すること。 (4) 相談窓口の設置不満や疑問点が生じた場合に、保育者及び保護者双方から相談を受ける窓口を設け、相談を受け付ける体制を整えるとともに、事案の内容に応じて(5)のような対応を取ること。	(3) 相談窓口の設置について 不満や疑問点が生じた場合に、保育者及び保護者双方から相談を受ける窓口を設けること。 (注) マッチングサイトの運営者として、保育者及び保護者双方からの 相談窓口を設け、相談を受け付けるとともに、解決に努めること。
	7

改正案 (5) トラブル解決のための措置 (4) トラブル解決 保育者と保護者との間でトラブルが生じた場合は、当該トラブ 保育者と保 ルの解決のための措置を講ずること。 ルの解決のため

その際、保育者及び保護者双方から主張を聞き、トラブル解決に努めること。これらの対応が困難な場合、トラブル解決のための措置として、事案に応じ、都道府県等の認可外保育施設担当課、消費生活センター等への相談を案内すること。内容によっては、マッチングサイト運営者から都道府県等や市町村に情報共有すること。

また、トラブルの内容について、他の保育者や他の保護者に 情報共有が必要と判断される場合は速やかに対応するとともに、 個人情報に留意しつつ、必要に応じ、ホームページ等を通じて 情報を公開すること。

さらに、事故への備えとして、保育者に対し、賠償責任保険への加入を促すこと。または、マッチングサイト運営者として一括して保険に加入すること。

(4) トラブル解決のための措置について

保育者と保護者との間でトラブルが生じた場合は、当該トラブルの解決のための措置を講ずること。

現行

- <u>(注1)保育者及び保護者双方から主張を聞き、トラブル解決に努めるこ</u> と。
- (注2) 上記対応が困難な場合、トラブルの解決のための措置として、事 案に応じ、認可外保育施設・事業者の届出先となる都道府県等の 担当課、利用者支援事業(※)の担当窓口、消費生活センター 等への相談を案内すること。
 - (※) 利用者支援事業とは、子ども又はその保護者の身近な場所で、 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必 要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を 実施する事業。

改正案	現行
(<u>6</u>) マッチングサイトの利用規約 4の内容を踏まえた利用規約を定めること。	(5) マッチングサイトの利用規約について マッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき利 用規約を定めること。 (注1) マッチングサイトを利用する保育者に関する利用規約を4の内容 を含めて規約として定めて保育者に遵守を求めること。 (注2) 利用規約については、保護者においても認識するよう周知すること。
(7) 届出制度、利用規約、ガイドラインの遵守状況の周知マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、個人の保育者等にも <u>都道府県知事等への</u> 届出 <u>義務が課されている</u> ことを表示し周知するとともに、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること。 (注) 保護者の利用規約に関する理解が進むよう、利用規約をわかりやすい場所へ掲載することや、わかりやすく説明した資料を保護者に提供するなど配慮すること。	(6) 届出制度の導入、利用規約、ガイドラインの遵守状況の周知について マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、個人の保育者等にも新たに届出制度が導入されたことを表示し周知するとともに、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること。 (注) 児童福祉法の改正により、5人以下の子どもを預かる施設・事業者についても都道府県に対する届出が必要となったこと(平成28年4月1日から適用予定)。
(8) 個人情報の管理【*】 マッチングサイトに登録されている保育者の個人情報を適切に管理すること。 (注) マッチングサイト運営者が本人確認のために求める情報については、本人確認及び保護者からの苦情等のトラブル対応以外の目的には使用しない等、適切に管理すること。	(7) 個人情報の管理 <u>について</u> マッチングサイトに登録されている保育者の個人情報を適切 に管理すること。 (注) マッチングサイト運営者が本人確認のために求める情報については、 本人確認及び保護者からの苦情等のトラブル対応以外の目的には 使用しない等、適切に管理すること。

改正案 現行 (9) 保護者への情報提供 【*】 ① マッチングサイト上で、保護者による保育者に対する評価を 掲載している場合は、その評価が実態に即したものであるかに ついて、保育者及び保護者に聞き取りを行うなど、チェックする こと。 ② 保育者が不適切な行為を行った等の事案を把握した場合 は、個人情報に十分留意した上で、保護者への速やかな情報 提供を行うこと。なお、事案の内容に応じて情報提供を行う保 護者の範囲について十分留意すること。 ③ 過去の利用に係る保育者に対する苦情やトラブル等に関す る情報について集約し、利用するに当たって共有すべき情報等 がある場合は、個人情報に十分留意した上で保護者に情報 提供を行うこと。 (10) 保育士に関する都道府県への報告 【*】 マッチングサイト運営者は、登録されている保育者のうち、保 育十資格を有する者について、当該保育十が逮捕されるなど、 法第18条の5に規定する欠格事由に該当するおそれが生じ

た場合において、都道府県に対して、当該保育士の氏名、住 所、生年月日及び保育士登録番号その他の必要な情報の

報告を行うこと。

改正案		
4 マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項 マッチングサイト運営者は、以下 <u>の事項</u> についてマッチングサイト を利用するに当たって保育者が遵守すべき利用規約として定める とともに、利用規約を遵守していない保育者を発見した場合は、 当該保育者の以後の利用を禁ずること。		

(1) 事前の面接

保育者は、保護者と事前に面接を行うこと。

- (注1) 子どもを預ける相手がどういう保育者か事前に保護者自らが面接することにより確認すること。
- (注2) 面接については、原則として、実際に直接会って行うこと。
- (注3) 事前に実際に直接会うことができず、やむを得ない場合には、インターネット等を活用し、少なくとも保育者と保護者がお互いの顔を確認し面接すること。

現行

4 マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項

マッチングサイト運営者は、以下についてマッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき利用規約として定めることが適当である。また、マッチングサイト運営者は、利用規約を遵守していない保育者を発見した場合は、当該保育者の以後の利用を禁ずることが適当であること。

また、マッチングサイト運営者は、マッチングサイトを利用する保 護者に、利用規約の遵守を保育者に対して求めるよう、呼びかけ ることが適当であること。

- (注1)利用規約を遵守しない保育者については、預かりサービスを安心・ 安全に利用する妨げになることから、マッチングサイト運営者は、当該 保育者の利用を禁ずること。
- (注2) この利用規約の内容について、保育者が遵守するようマッチングサイト運営者だけでなく、マッチングサイトを利用する保護者からも、保育者に対して遵守を求めること。
- (注3) 保護者と保育者との間で契約書を交わす際には、下記の(7) ~(9) について契約書に規定すること。

(1) 事前の面接について

保育者は、保護者と事前に面接を行うこと。

- (注1) 子どもを預ける相手がどういう保育者か事前に保護者自らが面接することにより確認すること。
- (注2) 面接については、原則として、実際に直接会って行うこと。
- (注3) 事前に実際に直接会うことができず、やむを得ない場合には、<u>テレビ電話等の情報通信機器、</u>インターネット等を活用し、少なくとも保育者と保護者がお互いの顔を確認し面接すること。

改正案

(2) 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明するものの提示

保育者は、氏名、住所、連絡先を保護者に伝えるとともに、 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明する書類を 保護者に示すこと。

- (3) 事前の保育場所の見学等 保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、 事前に保育場所を見学等させること。
- (4)保育士証等の提示 保育者は、<u>有資格者の場合は、保育士登録証等の資格が</u> 確認できる書類を保護者に提示すること。

(5) 研修の受講状況の提示

保育者は、研修の受講状況等を<u>マッチングサイトで公開する</u>、 または、研修修了証を保護者に提示すること。

(注) 都道府県知事等に対し、保育者が届出をする際には研修の受講状況についても届け出ることとされており、保護者に適切な情報提供を行う必要があるため、保育者は自らの研修の受講状況等について保護者に対して提示すること。

現行

(2) 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明するものの提示について

保育者は、氏名、住所、連絡先を保護者に伝えるとともに、 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明する書類を 保護者に示すこと。

- (3) 事前の保育場所の見学等<u>について</u> 保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、 事前に保育場所を見学等させること。
- (4)保育士証等の提示<u>について</u> 保育者は、<u>保育士や認定ベビーシッター等の資格を持ってい</u> る場合は、保育士証や認定ベビーシッター資格登録証等を保

(注) 子どもを預かる保育者として、必要な知識を有しているかを判断する ために参考とすべきこととして、保育士資格や民間の認定ベビーシッ ター(※)等の資格の有無を明らかにすること。

(※) 認定ベビーシッターとは、ベビーシッターとして必要な職業倫理を 備え、専門知識・技術を有し、さらにそれに基づく実務経験を有し ている者であり、かつ、公益社団法人全国保育サービス協会が実 施する認定試験に合格している者をいうこと。

http://www.acsa.jp/htm/license/license-exam.htm

(5)研修の受講状況について

護者に提示すること。

保育者は、研修の受講状況等を保護者に示すこと。

(注) 都道府県知事等に対し、保育者が届出をする際には研修の受講状況についても届け出ることと<u>する予定であり</u>、保護者に適切な情報提供を<u>する</u>必要があるため、保育者は自らの研修の受講状況等について保護者に対して提示すること。

改正案	現行
(6)行政処分を受けたことがないこと等を申告する書類の提示 保育者は、マッチングサイト運営者に提出した行政処分を受けたことがないこと等を申告する書類を保護者に提示すること。	
(<u>7</u>) 保険への加入 保育者は、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一 の事故に備えること。 (注) マッチングサイト運営者として一括して保険に加入することも想定され る対応の一つであること。	(<u>6</u>) 保険への加入 <u>について</u> 保育者は、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一 の事故に備えること。
(8) 預かっている間の乳幼児の様子の報告 保育者は、預かっている間も <u>保護者</u> の求めに応じて、乳幼児 の様子を電話やメールで伝えること。 (注) 保育に支障が生じない範囲で、保護者の不安を取り除くため、保護 者の求めに応じて預かっている子どもの様子を電話やメール等により伝 えること。	(7) 預かっている間の乳幼児の様子の報告 <u>について</u> 保育者は、預かっている間も <u>利用者</u> の求めに応じて、乳幼児の様子を電話やメールで伝えること。 (注)保育に支障が生じない範囲で、保護者の不安を取り除くため、保護者の求めに応じて預かっている子どもの様子を電話やメール等により伝えること。
	13

改正案	現行
(9) 緊急事態への対応 保育者は、乳幼児の体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、保護者にすぐに連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応をとること。また、事故の発生状況等について、都道府県等へ報告が必要となること。 火災や地震などの災害発生時における乳幼児の引渡し方法などについて、あらかじめ確認しておくこと。 (注)乳児は疾病への抵抗力が弱く、特に3歳未満は、感染症にかかりやすい時期であること。保育者と保護者はいつでも連絡がとれるようにし、子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、救急車を呼ぶなどの適切な対応をするとともに、保護者に連絡をすること。	(8) 緊急事態への対応 <u>について</u> 保育者は、乳幼児の体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、保護者にすぐに連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応をとること。また、事故の発生状況等について、都道府県等へ報告が必要となること。 (注) 乳児は疾病への抵抗力が弱く、特に3歳未満は、感染症にかかりやすい時期であること。保育者と保護者はいつでも連絡がとれるようにし、子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、救急車を呼ぶなどの適切な対応をするとともに、保護者に連絡をすること。
 (10) 乳幼児の引渡し時の報告	(<u>9</u>) 乳幼児の引 <u>き</u> 渡し時の報告 <u>について</u>

保育者は、預かっている乳幼児の引渡しをする際、保育の内

容や預かっている間の子どもの様子を書面等により報告すること。

言について

保育者は、預かっている乳幼児の引き渡しをする際、保育の 内容や預かっている間の子どもの様子を書面等により報告するこ と。

改正案	現行
<u>5</u> 利用規約の遵守 マッチングサイト運営者は、以下の事項を実施すること。	
(1) マッチングサイト運営者は、利用規約の遵守を保育者に対して直接求めるとともに、保護者に対して、利用規約の遵守を保育者に求めるよう呼びかけること。	
(2)保護者に対して、利用規約を遵守していない保育者を発 見した場合には、マッチングサイト運営者に報告するよう求 めること。	
(3) (2) の報告の集約や定期的なアンケート調査を実施 すること等により、保育者の利用規約遵守状況を確認する こと。	
<u>(4)保育者及び保護者に対して、契約締結の際には、利用</u> 規約の内容を踏まえた契約とするよう求めること。	
	15

■ ガイドライン適合状況調査サイトにおける掲載方法について



現行

▶各マッチングサイトに係るガイドラインの適合状況について、適合している項目を「○」と判定して公表しているが、各項目の内容の詳細、判定の意味するところが保護者にとってすぐにはわからないのではないか。



見直し案

- ▶保護者の保育者選択に資するよう ガイドラインを見直すとともに、 例えば
 - ・複数段階評価(点数化)の採用
 - ・保護者への情報提供が適切に行われていないなど、特定の項目について適合していない場合には、一定期間サイトに掲載しない
- 等の方法を取り入れ、保護者にとって マッチングサイトの選択をするに当たり よりわかりやすくしてはどうか。

16

(参考資料)

○ 『社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」』(令和元年7月10日) <抄>

4 研修受講に関する基準の運用

- (2)個人のベビーシッターの研修受講促進方策
- ガイドラインでは、マッチングサイトの運営者には、マッチングサイトへの登録は届出を行った者に限るとともに、研修受講状況の確認を求めている。これに加えて、研修受講状況を確実に確認するためにも、登録前に保育従事者と面談することをマッチングサイトの運営者営者に推奨することが必要である。また、確認した資格や研修受講状況をマッチングサイトで公開することをマッチングサイトの運営者から登録する保育従事者に促すことを推奨することも必要と考える。これらの点については、必要に応じ、ガイドラインの見直しを含めた検討が必要と考える。

6 指導監督の方法の標準化等

- (1) 指導監督の方法の標準化
- こうした市町村や消費生活センターでの対応を徹底するとともに、マッチングサイトの運営者の対応を強化できないか検討すべきである。現在、個人のベビーシッターについては、都道府県等に対し、利用しているマッチングサイトのURLの届出が義務付けられている。マッチングサイトに係るガイドラインを徹底する観点から、都道府県等に届出を行った個人のベビーシッターが一定数利用しているマッチングサイトの運営者に対し、相談窓口の設置を要請するとともに、必要に応じ、個別の苦情等について、都道府県、市町村等との情報共有等を要請することを検討すべきである。